

○平塚市パートナーシップ宣誓制度の概要案への意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和3年10月8日（金）～11月4日（木）
- 2 概要案の閲覧方法 本市HPに掲載
- 3 意見の提出方法 電子申請システム
- 4 提出意見の数 16件／13名
- 5 意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	1 制度の趣旨	パートナーシップ制度を容認してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
2	1 制度の趣旨	パートナーシップ宣誓制度の導入を待っていた。多様性の時代なので、差別のない、皆さんが住みやすい平塚市にしてほしい。	
3	1 制度の趣旨	パートナーシップ宣誓制度を導入してほしい。	
4	1 制度の趣旨	パートナーシップ宣誓制度の導入に賛成。LGBT の人たちが自分の身近にもいることを知ってもらい、理解してもらうための一歩として重要な制度だと思う。今後の更なる啓発もお願いしたい。	
5	1 制度の趣旨	パートナーシップ宣誓制度の導入に賛成。性別に関係なくパートナーシップを公的に認める制度であるパートナーシップ宣誓制度は、「愛する者同士が家族になれる」制度としてとても素晴らしいものだと思う。	
6	1 制度の趣旨	色んな形があって良いと思うので、平塚市がこの取組をすることを私は応援する。	
7	1 制度の趣旨	大変素晴らしい動きであり、ぜひ早く導入してほしい。このような制度を整えることで、不利益や不安感を解消し、一人でも多くの人が「当たり前の幸せな日常」を送れるようになり、子どもたちにも希望を与えるものと考えている。	

8	1 制度の趣旨	当事者たちにとってどのようなメリットがあるのか説明があるとわかりやすい。	本制度の導入により宣誓受領証を提示することで利用できる行政サービスとして、市営住宅への入居申請を予定しています。今後、本市ホームページ等により周知に努めてまいります。
9	1 制度の趣旨	通常の婚姻届けとの違いについて説明があるとわかりやすい。	婚姻は民法に基づく制度であり、相続権などさまざまな法律上の権利や義務が発生します。一方、平塚市パートナーシップ宣誓制度は本市の内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法律上の権利や義務は発生しません。当該説明は本制度の手引き等にも記載し、周知に努めてまいります。
10	1 制度の趣旨	パートナーシップ宣誓制度は不要である。	本制度の導入は、性的マイノリティをはじめとして様々な事情を抱えて生きづらさを感じている方々に寄り添い、自分らしく生きることができるよう支援していくために重要であると考えております。本市では、今後も一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくりに取り組むため、性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発活動を行ってまいります。
11	1 制度の趣旨	パートナーシップ宣誓制度は反対である。	
12	4 対象者の要件	対象者の要件について、なぜ年齢が通常の婚姻と同様ではないのか。	民法に基づく婚姻制度において、未成年者が婚姻をする場合には、保護者の同意が必要となります。 一方、本制度は、本人の意思を尊重する制度であるほか、未成年の場合に保護者の同意を求めることがアウトティングの強制につながる恐れがあることから、保護者の同意が不要となる「成年」に達した方を対象とすることを考えております。

13	12 その他	旧姓の通称使用拡大を認めてほしい。	<p>現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあります。</p> <p>国では、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むとしています。</p>
14	12 その他	婚姻も、男女に囚われることなく、愛する者同士が夫婦になれる権利を得られるように世の中が変わってほしい。	<p>婚姻は民法に基づく法律行為であり、同性同士の婚姻が認められるためには民法の改正が必要となります。</p>
15	12 その他	両性の婚姻だけでなく、男性同士や女性同士の婚姻を認めることを望む。	
16	12 その他	学校、公共施設や商業施設などで、男性に生まれたが自分は女性だと主張する人が女子トイレを利用し、また公衆浴場に入る権利を主張するような世の中は全く持って受け入れられない。	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>本市では、今後も一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくりに取り組むため、性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発活動を行ってまいります。</p>